

道路占用許可(更新・変更を除く)申請(法第32条関係)

3部(正1部、副2部)提出 ※通行規制を伴わない場合は2部(正副各1部) (申請手数料1,100円)

申請から許可までは通常2～3週間(ただし、土日祝日等の閉庁日・申請書類の不備に要する期間は除きます)かかりますので、申請書は余裕を持ち早めにご提出ください。

道路占用許可申請書	
添付書類	
・位置図(付近見取図)	現地が明確に判る図。
・全体計画図	計画図に道路境界線(着色)を記載すること。
設計図	
平面図	縮尺、方位、地名、道路構造物、設置する占用物件の位置、占用数量・寸法・官地への出幅、他の占用物件、官民境界線(着色)等を記載すること。
断面図	道路の構造物、設置する占用物件、他の占用物件、官民境界線(着色)、土被り・離隔等を記載すること。
・占用物件の詳細図	
構造図	材質、構造、寸法、規格等を記載すること。
面積求積図 等	
・境界確定書の写し	
・誓約書	
・占用物件に関する同意書	自治会長等。 正1部には必ず原本を添付すること。 ※水路に関する占用の場合は地元水利組合長の同意書も必要。
・道路工事に関する同意書	『占用物件に関する同意書』と兼用可。 正1部には必ず原本を添付すること。
・その他必要な書類	
委任状、現況写真等	代理申請する場合は、委任状が必要。
公共下水道施設工事施工承認写し	御所市公共下水道自費工事の場合必要。
通行禁止等の申請	片側交互通行等も通行規制となるため申請が必要です。
・安全対策図	道路幅員、規制区間、通行可能幅、通行規制方法、歩行者・自転車についての交通誘導員の対応等を記載すること。
・迂回路図	
・通行規制に関する同意書	『道路工事に関する同意書』と兼用可。 正1部には必ず原本を添付すること。

※「占用物件に関する同意書」「道路工事に関する同意書」「通行規制に関する同意書」は内容の記載があれば兼用可。申請書ダウンロードの同意書を参照してください。

※道路占用の許可後、警察署へ「道路使用許可」申請を行うこと。

※奈良県広域消防組合 御所消防署に「道路工事届出書」を2部提出すること。